

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6

(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術

令和7年1月～12月

区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	46	件
イ	黄斑下手術等	0	件
ウ	鼓室形成手術等	0	件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0	件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0	件

区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	51	件
イ	水頭症手術等	11	件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	件
エ	尿道形成手術等	0	件
オ	角膜移植術	0	件
カ	肝切除術等	0	件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	件

区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	4	件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	件
エ	母指化手術等	0	件
オ	内反足手術等	0	件
カ	食道切除再建術等	0	件
キ	同種死体腎移植術等	0	件

区分4に分類される手術

	胸腔鏡・腹腔鏡	0	件
--	---------	---	---

その他の区分

ア	人工関節置換術 及び人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)	72	件
イ	1歳未満の乳児に対する手術	0	件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0	件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術	0	件
オ	経皮的冠動脈形成術	0	件